

彦根市広報ひこね広告掲載取扱要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、彦根市が発行する広報ひこね（以下「広報」という。）に掲載する広告の取扱いについて、彦根市広告掲載要綱（平成 23 年彦根市告示第 151 号）および彦根市広告掲載基準（平成 23 年 8 月 18 日施行）（以下、「告示等」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(広告の種類および範囲)

第 2 条 広報に掲載する広告は、市の広報媒体としての品位、公共性および公益性を妨げないものであって、市民に不利益を与えないものとし、その掲載基準は告示等に定めるもののほか、消費者被害の未然防止および拡大防止の観点から、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）その他の関係法令に違反する人材募集の広告
- (2) 将来の利益が確実である、もしくは保証されているかのような誤解を与える表現、安全・確実性、有利性等を強調し、投機心をいたずらにあおる表現等を含む、投機的商品ならびに出資者および出資金の募集の広告

(広告の寸法、掲載位置および掲載数)

第 3 条 広告の寸法、掲載位置および掲載数は、次のとおりとする。

- (1) 1 件の寸法 縦 45.5 ミリメートル横 86 ミリメートル
- (2) 掲載位置 掲載するページの最下段において市長が定める位置
- (3) 掲載数 1 ページにつき 2 件

(掲載料金)

第 4 条 広告の掲載料金は、1 件当たり 30,000 円とする。

(広告の申込み)

第 5 条 広報に広告を掲載しようとする者（以下「申請者」という。）は、彦根市広報ひこね広告掲載申込書（別記様式第 1 号）および同意書（別記様式第 2 号）に掲載しようとする原稿を添えて、広報掲載を希望する広報の発行日の 1 カ月前までに市長に提出しなければならない。

- 2 同内容の広告の申込みは、1 掲載号につき一つとする。ただし、市長が必要と認めた場合は、同一ページに隣り合う 2 件を一つの広告として申し込むことができる。

(掲載決定等)

第 6 条 市長は 前条第 1 項の広告掲載申込書を受け付けたときは、速やかに広告案

の内容を審査し、掲載の可否を決定の上、彦根市広報ひこね広告掲載許可（不許可）決定通知書（別記様式第3号）により申請者に通知するものとする。

2 広告掲載可否の決定は、申請者が多数の場合は、先着順とする。

3 市長は、広告案を審査した場合において、必要があると認めるときは、申請者に修正を求めることができる。

（広告の版下作成および提出）

第7条 広告の版下（完全な原稿）は、市が指定する方法により申請者の負担で作成し、市の指定する期日までに提出するものとする。

（掲載料金の納入）

第8条 広告掲載の決定通知を受けた者（以下「広告主」という。）は、前条の規定による掲載決定後、市の指定する期日までに納入するものとする。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、この限りではない。

（広告主の責任等）

第9条 広告の内容に関する責任は、広告主が負うものとする。

（広告掲載の取消し）

第10条 市長は、次に掲げる場合には、広告の掲載を取り消すことができる。

- (1) 指定する期日までに原稿を提出しなかった場合
- (2) 広告主または広告内容が不相当と判断した場合
- (3) 指定する期日までに広告掲載料を納付しなかった場合
- (4) 広報紙の編集・発行上支障がある場合

2 前項の取消しにより広告主に損害が生じても、市長は一切の責任を負わないものとする。

（広告掲載の取り下げ）

第11条 広告主は自己の都合により、広報ひこねへの広告掲載を取り下げることができるものとする。

2 前項の規定により広告掲載を取り下げるときは、広告主は彦根市広報ひこね取り下げ申出書（別記様式第4号）により、取り下げを希望する広報の発行日の1カ月前までに市長に申し出なければならない。

（広告掲載料金の還付）

第12条 広告掲載料金は還付しない。ただし、市の都合により広告の掲載ができなくなったときは、この限りでない。

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成 17 年 9 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 23 年 9 月 20 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 24 年 3 月 30 日から施行する。

付 則

この要綱は、令和 4 年 5 月 20 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 6 月 8 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 9 月 2 日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

年 月 日

彦根市長 様

申込者住所（所在地）

氏名（名称）

代表者名

電話

F A X

彦根市広報ひこね広告掲載申込書

彦根市広報ひこねに広告を掲載したいので、彦根市広報ひこね広告掲載取扱要綱第5条の規定により、下記のとおり申し込みます。

申込みに当たっては、彦根市広報ひこね広告掲載取扱要綱の内容を遵守します。

記

1 広告原稿

別添のとおり

2 広告の掲載希望号

年 月 日号

☐ 隣り合う2件を一つの広告として申し込む

3 広告の内容

様式第2号（第5条関係）

年 月 日

彦根市長 様

申込者・広告主住所（所在地）

氏名（名称）

代表者名

同 意 書

広報ひこねの広告掲載許可に係る審査のため、申込者・広告主について彦根市が、下記の事項を調査確認することに同意します。

記

- 1 市税の納付状況に関する事項
- 2 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員ならびにこれらの者がその経営に実質的に関与している事業者との関係の有無
- 3 上記のほか、広報ひこねの広告掲載決定に係る審査に必要な事項

様式第3号（第6条関係）

第 号
年 月 日

様

彦根市長



彦根市広報ひこね広告掲載許可(不許可)決定通知書

年 月 日付けで申込みのあった彦根市広報ひこねへの広告掲載については、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

1 可とする

別添のとおり

(1) 広告掲載内容

別添のとおり

(2) 広告掲載号

年 月 日号

(3) 広告掲載料

円

(4) 広告掲載条件

彦根市広告掲載要綱、彦根市広告掲載基準および彦根市広報ひこね広告掲載取扱要綱に従うこと。

2 不可とする。

理由

様式第4号（第11条関係）

年 月 日

彦根市長 様

申込者住所（所在地）

氏名（名称）

代表者名

電話

Fax

彦根市広報ひこね広告取り下げ申出書

年 月 日付にて決定のありました広報ひこねへの広告掲載の取り下げについて、彦根市広報ひこね広告掲載取扱要綱第11条の規定により、下記のとおり申し出ます。

記

1 掲載決定号

年 月号

2 掲載取り下げ号

年 月号

3 取り下げ理由